

資料15 - 1 検査部における各系の移管・改廃状況

大蔵省金融検査部	金融監督庁検査部
<p>管 理 課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>総務係            経理係            企画調整係            指導係            電算機専門官            調査係            地方係            国際業務係            (新設)</p> </div>	<p>検査総括課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>総務係            (総務係に統合)            企画調整係            (移管)            (移管)            (移管)            地方係            (廃止)            市場リスク係</p> </div>
<p>審 査 課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>総括係            (管理課から移管)            審査第一係            審査第二係            審査第三係            管理係</p> </div>	<p>審査業務課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>総括係            指導係            審査第一係            審査第二係            審査第三係            (廃止)</p> </div>

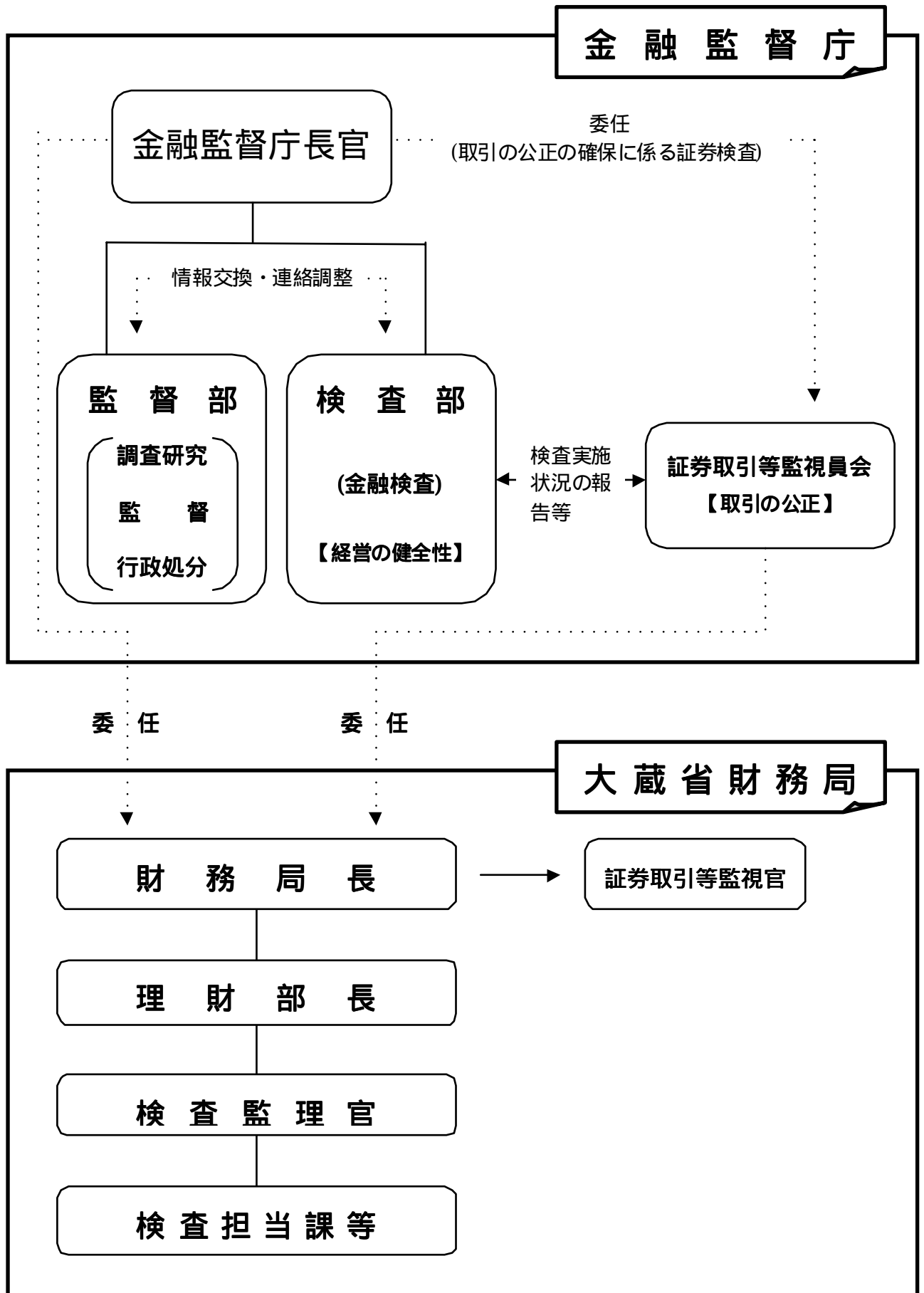
資料15-2 金融検査に従事する職員数の推移

	金融監督庁検査部	大蔵省財務局
平成4年度	107人	257人
平成5年度	109人	291人
平成6年度	110人	310人
平成7年度	112人	340人
平成8年度	132人	387人
平成9年度	150人	426人
平成10年度	165人 (164人)	456人
平成11年度	249人	472人(予定)

(注) 1. 金融監督庁検査部の平成9年度版以前の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数である。

2. 金融監督庁検査部の欄における平成10年度の( )書は、金融再生委員会発足(平成10年12月15日)後の職員数である。

資料 15 - 3 金融監督庁検査部と大蔵省財務局・証券取引等監視委員会との関係



資料15-4 主な検査対象機関及び根拠法令

検査対象	対象数	検査の根拠法令
都市銀行	9	銀行法第25条
長期信用銀行	3	長期信用銀行法第17条
信託銀行	34	信託業法第17条
地方銀行	64	銀行法第25条
第二地方銀行	61	銀行法第25条
生命保険会社	43	保険業法第129条
損害保険会社	35	保険業法第129条
信用金庫	396	信用金庫法第89条
労働金庫	41	労働金庫法第94条
証券会社	288	証券取引法第59条

(注) 対象数については平成11年3月末現在

資料16 - 1 - 1 金融検査の実施状況の推移

業 態 \ 年 度	2	3	4	5	6	7	8	9	10 (12月末まで)
都 銀 ・ 長 銀 ・ 信 託 銀 行	9	7	4	4	9	9	14	14	25
地 方 銀 行	23	24	18	21	19	31	24	27	42
第 二 地 銀 協 加 盟 行	29	26	23	24	27	23	26	29	18
保 險 会 社	16	12	8	10	7	6	17	17	0
信 用 金 庫	201	204	190	198	213	212	201	193	67
そ の 他	5	5	5	8	9	12	17	13	9
合 計	283	278	248	265	284	293	299	293	161

(注) 検査実施数を記載。

\* 平成11年1月29日 国会提出(衆議院・予算委員会、提出時の表題：金融機関指摘件数)

## I はじめに

金融監督庁は、金融機関等の自己責任原則の徹底と市場規律を前提に、事前指導的な行政から事後チェック重視型の行政への転換を図り、公正で透明な金融行政を実現するために、去る6月22日に設立された。金融監督庁は、金融機関等に対する検査・監督を専門的に行うことを通じ、預金者保護、信用秩序維持等、国民生活や経済活動の安定にとって極めて重要な責務を担うものである。

このような金融監督庁としての責務を果たすためには、厳正で実効性ある検査を実施することにより、金融機関等の実態を的確に把握することが極めて重要である。

金融監督庁としての初めての検査事務年度である、平成10検査事務年度（平成10年7月～平成11年6月）においては、以下のとおり、検査基本方針及び検査基本計画を定めることとする。

## II 検査基本方針

### 1. 基本的考え方

現下の金融情勢における最重要かつ喫緊の課題は、金融機関等の不良債権の処理である。金融検査においては、金融機関等の不良債権の実態を的確に把握し、不良債権の処理の促進に資することが重要である。

本年4月には、明確なルールを前提とした透明性の高い金融行政という方向に即応した新しい監督上の仕組みとして、金融機関等の自己査定及び外部監査の活用を前提とする早期是正措置制度が導入されたのを契機に、検査の基本的な在り方を転換し、新検査方式を去る3月31日付けで定めたところである。新検査方式においては、金融機関等の資産の内容の健全性についての実態把握と金融機関等が遵守すべきルールの遵守状況等についての実態把握に主眼を置いて、厳正で実効性ある検査を実施することとされている。

また、不良債権問題の解決のためには、総合的な取り組みが必要であり、政府・与党においては、先般2度に亘る金融再生トータルプランをとりまとめたところである。とりわけ、トータルプランの第2次取りまとめ（7月2日）においては、金融機関等に対し、不良債権の抜本的処理を促していく中で、金融の安定と再生を図り、内外の信認を確保していくことが極めて重要であるとの問題意識の下、i)不良債権の積極的な処理、ii)金融機関の迅速なリストラ、iii)透明性及びディスクロージャの向上、iv)銀行監督と健全性原則の強化が盛り込まれたところである。

さらに、今後ビッグバンが本格化するに伴い、金融機関等の競争が激しくなることにより、金融機関等を取り巻く環境は一層厳しくなる面があると予想される。

このような状況を踏まえ、平成10検査事務年度における金融機関等検査、証券会社等検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く）、保険会社等検査の実施に当たっては、以下の点に重点を置きつつ、厳正で実効性ある検査の的確な実施に努めるものとする。

## 2. 検査の重点事項

### （1）金融機関等検査

#### 財務内容の健全性に係る実態把握

金融機関等の財務内容の健全性については、早期是正措置制度の下で自己資本比率に基づいて必要な行政上の措置が適時に講じられることを確保するため、金融機関等の自己査定と公認会計士等による外部監査を前提に、自己査定の正確性、償却・引当の適切性について早急に実態把握することが必要である。

このような観点から、緊急的対応として、主要19行に対しては、本年3月期における自己査定及びそれに基づく償却・引当の実施状況について、日銀と連携しつつ、本年7月半ば以降、早急に実態把握することとする。また、地銀、第二地銀等その他の金融機関についても、自己査定の正確性及び償却・引当の実施状況について、平成10検査事務年度において、可能な限り幅広く実態把握

する。

なお、その際、II分類債権の実態把握に特に注力するとともに、中長期的にはII分類債権をより精緻に実態把握するための基準の策定及びII分類債権を含め分類債権の引当の適切性について判断するための考え方の確立に向けた資料の収集を行う。

また、資産内容の実態把握に際しては、関連会社向けの貸付等や昨年来のアジア経済危機が金融機関等の資産内容に与える影響にも留意する。

#### ルール遵守状況、リスク管理状況等に係る実態把握

近年における金融機関等を取り巻く環境の大きな変化、金融取引の著しい高度化、国際化、金融機関等を巡る不祥事の増加を踏まえ、金融機関等における自己責任原則の徹底を前提に、ルール遵守体制、リスク管理体制の整備状況（外国為替業務に係るものを含む）及びその機能発揮状況等について、的確に実態把握する。

その際、海外拠点のリスク管理態勢等に重点を置くとともに、ビッグバンの本格化に伴い外国金融機関等の我が国への進出が増加していることから、外国金融機関等の在日拠点のルール遵守状況、リスク管理状況等に重点を置いた検査を実施する。

また、コンピュータ2000年問題については、その対応のために残された時間が少なくなりつつあることから、金融機関等における本問題への対応状況、とりわけ、関連システム等の修正、修正後のテスト、コンティンジェンシー・プランの策定に重点をおいた検査を行う（この点については、証券会社等検査、保険会社等検査においても、同様とする）。

## （2）証券会社等検査

#### 財務内容の健全性に係る実態把握



証券会社等の設立が本年12月に免許制から登録制に移行することから、検査を通じた財務内容の事後的な実態把握が、従前にもまして重要になる。また、昨年における三洋証券、山一証券等の経営破綻の影響や、本年4月から5千万円超の取引に係る株式委託手数料が自由化されたこと等に伴う競争の促進が証券会社等の経営に与える影響にも留意する必要がある。

このような観点から、引き続き証券会社等の財務内容の的確な実態把握に努めるとともに、経営破綻した証券会社等についても、破綻の原因の究明を含め、適時、的確な実態把握に努める。特に、山一証券の経営破綻の原因となった簿外債務について過去の検査で把握できなかったこと等の反省に立ち、財務内容を厳正に把握する。

#### リスク管理状況等に係る実態把握

証券会社等の自己責任原則の徹底を前提に、リスク管理状況等の的確な実態把握に努める。その際、ビッグバンの本格化に伴い我が国への進出が増加している外国証券会社等の内部管理態勢及びリスク管理状況等に重点を置いた検査を実施する。

また、金融システム改革によって証券会社の業務が大幅に自由化されるに伴い、新しく行われる業務について、的確にリスクの把握・管理が行われているか、実態把握する。さらに、平成11年4月から証券会社等は顧客から預託を受けた有価証券等を自己の固有財産と分別して保管することが義務づけられる予定であることから、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率のチェックと合わせ、分別管理状況に重点を置いた検査を実施する。

#### その他

金融機関の証券子会社、証券投資信託委託業者、投資顧問業者の業務運営について、特に利益相反行為の有無に重点を置きつつ、的確な実態把握に努める。

### (3) 保険会社等検査

#### 財務内容の健全性に係る実態把握

保険会社等の資産内容については、自己査定と公認会計士等による外部監査を前提に、自己査定の正確性、引当・償却の適切性について実態把握することが必要である。

また、平成11年度から早期是正措置制度が導入され、ソルベンシー・マージン比率に基づいて、必要な措置が適時に講じられることになるが、本制度が効果的に機能することを確保するため、ソルベンシー・マージン比率の正確性等についても実態把握に努める。

#### ルール遵守状況、リスク管理状況等に係る実態把握

保険会社等の自己責任原則の徹底を前提に、リスク管理状況等の的確な実態把握に努めるとともに、内部管理体制、募集管理体制の整備状況及びその機能発揮状況等を的確に実態把握する。

### 3. 機動的な検査の実施等

金融機関等を取り巻く現下の厳しい状況において、金融機関等の資産内容の急激な悪化等の問題が生じた場合には、適時の実態把握に的確に対応することが重要である。このような観点から、検査計画の策定及び検査班の編成に当たっては、機動的・弾力的な対応が可能となるよう努める。

### Ⅲ 検査基本計画

#### 1. 金融機関等検査の実施予定数

銀 行	115行
信 用 金 庫	110金庫
計	225

#### 2. 証券会社等検査の実施予定数

証 券 会 社	105社
証券投資信託委託会社	3社
投資顧問業者	67社
計	175

#### 3. 保険会社検査の実施予定数

保 險 会 社	10社
---------	-----

(注) 上記検査実施予定数は、当初計画として設定しているものであり、金融機関等を取り巻く現下の厳しい経営環境下において適時の実態把握に的確に対応するため、弾力的な運用を行うこととしていることから、実施予定数は変動することがあり得る。

\*平成10年7月14日 証券取引等監視委員会に諮り、意見を聴取

資料16- 1 - 3 平成10検査事務年度における検査基本方針及び検査基本計画に関する  
証券取引等監視委員会の意見

平成10検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について

我が国の金融をとりまく環境は、自由化の進展、利用者ニーズの多様化・高度化、金融技術の革新、国際化の進展等により著しく変化している。一方、金融行政は、一連の不祥事により大きく損なわれた信頼を一刻も早く回復するために、真に厳正で実効性ある金融検査を早急に確立し実施することが急務となっている。

こうした中、本年6月22日に金融監督庁が発足し、金融行政は、事前指導に重点を置いたものから、市場規律を前提とした事後監視型への転換が図られることとなった。また、金融検査においては、本年4月から早期是正措置の導入に先立ち、従来の事前指導を中心とする行政に即応したこれまでの検査体制・手法について抜本的な見直しを行い、検査の基本的な在り方を転換することとし、「新しい金融検査に関する基本事項について」と題する、新たな金融検査の在り方が示されたところである。

今般、貴職の示された平成10検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画は、こうした状況を十分踏まえた上で策定されたものと認められ、概ね適切なものと考えるが、以下の諸点に特に配慮してその実施に当たられたい。

- 1．当委員会においては、金融検査・監督における重要かつ緊急の課題として、損なわれた信頼を一刻も早く回復することが肝要であると考えている。従来の金融検査は、『事前指導型行政の補完』という意識が見受けられたが、今後は、金融監督庁の発足した主旨及び3月に策定した「新しい金融検査に関する基本事項について」を十分踏まえ、検査の位置付けを、『事後監視型行政の中核』へと意識の転換を図り、厳正な検査を進めることにより信頼の回復に努められたい。
- 2．現下の金融情勢において重要かつ緊急の課題は、金融機関の不良債権の処理で

あると考えている。自己責任原則の観点からも金融機関の財務内容の健全性については、早期是正措置制度の下で、金融機関の行う資産の自己査定が適正であることが重要であり、その点検に万全を期されたい。

3．今後、金融システム改革の本格的実施により、金融機関等の扱う商品、業務内容が一層多様化・高度化し、金融機関を取り巻くリスクが格段に増大していくことが予想されることから、潜在化しているリスクも含め、リスク管理体制の整備状況及びその機能発揮状況等についての的確な実態把握に努められたい。

4．ルールの遵守状況については、金融機関の不祥事の増大に鑑み、その点検に当たり、役職員のルール遵守意識を含め、その原因まで踏み込んだ実態把握に努められるとともに、違法行為に対しては厳正に対処されたい。

5．今後の複雑多様化する金融情勢に対処するため、保有する権限を最大限に発揮し、効率的な検査に努めるとともに、検査要員の充実を含めた体制整備を進められたい。

\* 平成10年7月17日 証券取引等監視委員会からの意見提出

資料16- 1 - 4 平成10検査事務年度における検査計画及びその実績  
(大蔵省財務局等による検査を含む)

・ 検査の実施予定数

銀 行	115行
信 用 金 庫	110庫
保 険 会 社	10社
証 券 会 社	105社
証券投資信託委託会社	3社
投 資 顧 問 業 者	67社

・ 検査の着手状況(平成11年6月21日現在)

	10.6~9	10.10~12	11.1~3	11.4~6	合 計
銀 行	36行	47行	37行	5行	125行
信用金庫	10庫	23庫	52庫	53庫	138庫
保険会社	0社	0社	0社	5社	5社
証券会社	24社	18社	26社	26社	94社
証券投資信託委託会社	0社	0社	1社	1社	2社
投資顧問業者	0社	2社	5社	16社	23社

・ 検査の終了状況(平成11年6月21日現在)

	10.6~9	10.10~12	11.1~3	11.4~6	合 計
銀 行	0行	20行	43行	41行	104行
信用金庫	0庫	9庫	22庫	39庫	70庫
保険会社	0社	0社	0社	0社	0社
証券会社	6社	25社	21社	16社	68社
証券投資信託委託会社	0社	0社	0社	0社	0社
投資顧問業者	0社	0社	4社	11社	15社

資料16-1-5 主要19行に対する検査・考査の実施状況

【金融監督庁検査】

(平成11年6月21日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
第一勧業銀行	10. 7. 14 (火)	10. 7. 24 (金)	10. 9. 2 (水)	10. 10. 21 (水)
さくら銀行	10. 9. 10 (木)	10. 9. 21 (月)	10. 10. 28 (水)	10. 12. 3 (木)
富士銀行	10. 7. 14 (火)	10. 7. 24 (金)	10. 9. 2 (水)	10. 10. 30 (金)
東京三菱銀行	10. 9. 10 (木)	10. 9. 21 (月)	10. 10. 26 (月)	10. 11. 19 (木)
あさひ銀行	10. 9. 10 (木)	10. 9. 21 (月)	10. 10. 23 (金)	10. 11. 19 (木)
三和銀行	10. 9. 10 (木)	10. 9. 21 (月)	10. 10. 26 (月)	10. 11. 30 (月)
東海銀行	10. 9. 10 (木)	10. 9. 21 (月)	10. 10. 27 (火)	10. 12. 3 (木)
日本興業銀行	10. 7. 14 (火)	10. 7. 24 (金)	10. 8. 27 (木)	10. 10. 21 (水)
日本長期信用銀行	10. 7. 7 (火)	10. 7. 13 (月)	10. 9. 30 (水)	10. 10. 19 (月)
日本債券信用銀行	10. 7. 14 (火)	10. 7. 24 (金)	10. 9. 16 (水)	10. 11. 16 (月)
安田信託銀行	10. 7. 14 (火)	10. 7. 24 (金)	10. 9. 2 (水)	10. 10. 30 (金)
東洋信託銀行	10. 7. 14 (火)	10. 7. 24 (金)	10. 8. 28 (金)	10. 10. 30 (金)
中央信託銀行	10. 7. 14 (火)	10. 7. 24 (金)	10. 8. 27 (木)	10. 10. 30 (金)
住友信託銀行	10. 7. 14 (火)	10. 7. 24 (金)	10. 8. 31 (月)	10. 10. 21 (水)
北海道拓殖銀行	10. 7. 14 (火)	10. 7. 22 (水)	10. 8. 26 (水)	10. 10. 2 (金)

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)

【日本銀行考査】

(平成11年6月21日現在)

銀行名	申込日	考査開始日	考査終了日	所見交付日
住友銀行	10. 7. 14 (火)	10. 8. 24 (月)	10. 9. 11 (金)	10. 10. 5 (月)
大和銀行	10. 7. 14 (火)	10. 8. 24 (月)	10. 9. 11 (金)	10. 10. 16 (金)
三井信託銀行	10. 7. 14 (火)	10. 8. 24 (月)	10. 9. 11 (金)	10. 10. 12 (月)
三菱信託銀行	10. 7. 14 (火)	10. 8. 24 (月)	10. 9. 11 (金)	10. 10. 15 (木)
日本信託銀行	10. 7. 14 (火)	10. 8. 24 (月)	10. 9. 11 (金)	10. 10. 6 (火)

資料16-1-6 地方銀行・第二地方銀行に対する検査・考査の実施状況

【金融監督庁検査：地方銀行】

(平成11年6月21日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東北銀行	10. 11. 5 (木)	10. 11. 17 (火)	10. 12. 10 (木)	11. 4. 2 (金)
七十七銀行	10. 11. 5 (木)	10. 11. 17 (火)	10. 12. 11 (金)	11. 4. 2 (金)
足利銀行	10. 11. 5 (木)	10. 11. 17 (火)	10. 12. 11 (金)	11. 4. 15 (木)
関東銀行	10. 11. 5 (木)	10. 11. 17 (火)	10. 12. 11 (金)	11. 3. 30 (火)
横浜銀行	10. 11. 5 (木)	10. 11. 16 (月)	10. 12. 15 (火)	11. 2. 4 (木)
北陸銀行	10. 11. 5 (木)	10. 11. 17 (火)	10. 12. 10 (木)	11. 3. 24 (水)
池田銀行	10. 11. 5 (木)	10. 11. 17 (火)	10. 12. 10 (木)	11. 3. 31 (水)
南都銀行	10. 11. 5 (木)	10. 11. 17 (火)	10. 12. 10 (木)	11. 3. 31 (水)
広島銀行	10. 11. 5 (木)	10. 11. 17 (火)	10. 12. 10 (木)	11. 3. 31 (水)
琉球銀行	10. 11. 5 (木)	10. 11. 17 (火)	10. 12. 11 (金)	11. 3. 30 (火)

【金融監督庁検査：第二地方銀行】

(平成11年6月21日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
仙台銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 20 (水)	11. 2. 16 (火)	11. 5. 18 (火)
茨城銀行	11. 3. 1 (月)	11. 3. 16 (火)	11. 4. 16 (金)	11. 6. 16 (水)
つくば銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 20 (水)	11. 2. 16 (火)	11. 6. 7 (月)
わかしお銀行	11. 3. 1 (月)	11. 3. 15 (月)	11. 4. 16 (金)	
東京相和銀行	11. 3. 1 (月)	11. 3. 15 (月)	11. 5. 20 (木)	11. 6. 7 (月)
国民銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 19 (火)	11. 3. 4 (木)	11. 4. 12 (月)
幸福銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 20 (水)	11. 3. 19 (金)	11. 4. 13 (火)
なみはや銀行	11. 5. 10 (月)	11. 5. 25 (火)		
関西銀行	11. 3. 1 (月)	11. 3. 16 (火)	11. 4. 15 (木)	
阪神銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 20 (水)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 30 (火)
広島総合銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 20 (水)	11. 2. 15 (月)	11. 5. 25 (火)
福岡中央銀行	11. 3. 1 (月)	11. 3. 16 (火)	11. 4. 16 (金)	
豊和銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 20 (水)	11. 2. 15 (月)	11. 5. 11 (火)
徳陽シティ銀行	10. 7. 14 (火)	10. 7. 22 (水)	10. 8. 6 (木)	10. 10. 9 (金)
みどり銀行	10. 8. 31 (月)	10. 9. 10 (木)	10. 10. 6 (火)	10. 11. 20 (金)

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)



## 【各財務局検査：地方銀行】

(平成11年6月21日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
北海道銀行	10. 9. 22 (火)	10. 10. 7 (火)	10. 11. 20 (金)	11. 2. 22 (月)
荘内銀行	10. 10. 16 (金)	10. 10. 26 (月)	10. 11. 13 (金)	11. 5. 13 (木)
山形銀行	10. 8. 17 (月)	10. 8. 24 (月)	10. 9. 10 (木)	11. 3. 29 (月)
東邦銀行	10. 8. 17 (月)	10. 8. 24 (月)	10. 9. 11 (金)	11. 3. 29 (月)
群馬銀行	10. 8. 17 (月)	10. 8. 27 (木)	10. 9. 28 (月)	10. 12. 16 (水)
武蔵野銀行	10. 10. 19 (月)	10. 10. 29 (木)	10. 12. 1 (火)	11. 3. 30 (火)
千葉銀行	10. 10. 19 (月)	10. 10. 29 (木)	10. 11. 27 (金)	11. 6. 21 (月)
北越銀行	10. 10. 19 (月)	10. 10. 29 (木)	10. 11. 27 (金)	11. 4. 28 (水)
山梨中央銀行	10. 8. 17 (月)	10. 8. 27 (木)	10. 9. 28 (月)	10. 12. 17 (木)
八十二銀行	10. 8. 17 (月)	10. 8. 27 (木)	10. 9. 28 (月)	10. 12. 17 (木)
富山銀行	10. 10. 21 (水)	10. 11. 4 (水)	10. 11. 20 (金)	11. 3. 24 (水)
福井銀行	10. 8. 20 (木)	10. 8. 31 (月)	10. 9. 24 (木)	11. 1. 22 (金)
駿河銀行	10. 8. 27 (木)	10. 9. 8 (火)	10. 10. 15 (木)	11. 3. 31 (水)
大垣共立銀行	10. 8. 17 (月)	10. 8. 27 (木)	10. 9. 28 (月)	11. 3. 24 (水)
三重銀行	10. 8. 17 (月)	10. 8. 27 (木)	10. 9. 16 (水)	11. 3. 5 (金)
百五銀行	10. 9. 30 (水)	10. 10. 13 (火)	10. 11. 10 (火)	11. 3. 24 (水)
滋賀銀行	10. 8. 17 (月)	10. 8. 27 (木)	10. 9. 22 (火)	11. 2. 26 (金)
泉州銀行	10. 9. 14 (月)	10. 9. 25 (金)	10. 10. 22 (木)	11. 4. 21 (水)
紀陽銀行	10. 10. 5 (月)	10. 10. 15 (木)	10. 11. 20 (金)	11. 5. 27 (木)
但馬銀行	10. 8. 17 (月)	10. 8. 27 (木)	10. 9. 18 (金)	11. 3. 8 (月)
鳥取銀行	10. 10. 22 (木)	10. 11. 4 (水)	10. 11. 20 (金)	11. 3. 31 (水)
山陰合同銀行	10. 8. 17 (月)	10. 8. 27 (木)	10. 9. 22 (火)	11. 1. 7 (木)
中国銀行	10. 10. 22 (木)	10. 11. 4 (水)	10. 11. 25 (水)	11. 3. 2 (火)
阿波銀行	10. 8. 24 (月)	10. 9. 7 (月)	10. 9. 30 (水)	11. 1. 20 (水)
百十四銀行	10. 10. 19 (月)	10. 11. 2 (月)	10. 11. 27 (金)	11. 3. 8 (月)
福岡銀行	10. 8. 28 (金)	10. 9. 10 (木)	10. 10. 20 (火)	11. 3. 15 (月)
親和銀行	10. 10. 21 (水)	10. 11. 4 (水)	10. 12. 21 (月)	
肥後銀行	10. 8. 24 (月)	10. 9. 3 (木)	10. 10. 1 (木)	11. 1. 14 (木)
鹿児島銀行	10. 10. 15 (木)	10. 10. 29 (木)	10. 11. 27 (金)	11. 4. 27 (火)
西日本銀行	10. 8. 28 (金)	10. 9. 10 (木)	10. 10. 19 (月)	11. 3. 19 (金)

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)

## 【各財務局検査：第二地方銀行】

(平成11年6月21日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
北洋銀行	10. 12. 7 (月)	11. 1. 12 (火)	11. 2. 10 (水)	11. 5. 14 (金)
山形しあわせ銀行	11. 1. 7 (木)	11. 1. 19 (火)	11. 2. 5 (金)	
福島銀行	11. 1. 7 (木)	11. 1. 19 (火)	11. 2. 5 (金)	11. 6. 16 (水)
大東銀行	11. 1. 28 (木)	11. 2. 8 (月)	11. 2. 25 (木)	
栃木銀行	11. 2. 18 (木)	11. 3. 1 (月)	11. 3. 26 (金)	11. 6. 21 (月)
東日本銀行	11. 2. 18 (木)	11. 3. 1 (月)	11. 3. 26 (金)	
新潟中央銀行	11. 2. 18 (木)	11. 3. 1 (月)	11. 3. 26 (金)	11. 6. 4 (金)
大光銀行	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 2. 2 (火)	
長野銀行	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 2. 3 (水)	11. 6. 16 (水)
石川銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 20 (水)	11. 2. 10 (水)	11. 4. 28 (水)
福邦銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 20 (水)	11. 2. 8 (月)	11. 4. 28 (水)
中部銀行	10. 11. 4 (水)	10. 11. 16 (月)	10. 12. 11 (金)	11. 6. 21 (月)
岐阜銀行	10. 11. 4 (水)	10. 11. 16 (月)	10. 12. 11 (金)	11. 6. 16 (水)
愛知銀行	10. 10. 5 (月)	10. 10. 21 (水)	10. 11. 27 (金)	11. 6. 15 (火)
第三銀行	10. 11. 4 (水)	10. 11. 16 (月)	10. 12. 11 (金)	11. 6. 11 (金)
近畿銀行	10. 10. 9 (金)	10. 10. 21 (水)	10. 12. 16 (水)	11. 5. 31 (月)
大正銀行	10. 10. 9 (金)	10. 10. 21 (水)	10. 11. 18 (水)	11. 5. 12 (水)
奈良銀行	10. 10. 5 (月)	10. 10. 15 (木)	10. 11. 10 (火)	11. 4. 23 (金)
和歌山銀行	10. 11. 5 (木)	10. 11. 16 (月)	10. 12. 4 (金)	11. 4. 7 (水)
島根銀行	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 2. 5 (金)	11. 5. 25 (火)
せとうち銀行	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 2. 3 (水)	11. 5. 24 (月)
愛媛銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 20 (水)	11. 2. 12 (金)	11. 6. 18 (金)
福岡シティ銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 18 (月)	11. 3. 9 (火)	
長崎銀行	10. 11. 4 (水)	10. 11. 16 (月)	10. 12. 11 (金)	11. 6. 9 (水)
九州銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 18 (月)	11. 2. 25 (木)	
宮崎太陽銀行	10. 10. 15 (木)	10. 10. 29 (木)	10. 11. 27 (金)	11. 4. 27 (火)
南日本銀行	11. 1. 11 (月)	11. 1. 25 (月)	11. 2. 19 (金)	
八千代銀行	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 2. 9 (火)	11. 6. 21 (月)

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)

## 【日本銀行考査：地方銀行】

(平成11年6月21日現在)

銀行名	申込日	考査開始日	考査終了日	所見交付日
青森銀行	10. 7. 30 (木)	10. 8. 31 (月)	10. 9. 18 (金)	10. 10. 12 (月)
みちのく銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 21 (木)
秋田銀行	10. 7. 30 (木)	10. 8. 31 (月)	10. 9. 18 (金)	10. 10. 5 (月)
北都銀行	10. 9. 18 (金)	10. 10. 19 (月)	10. 11. 6 (金)	10. 11. 24 (火)
岩手銀行	10. 7. 30 (木)	10. 8. 31 (月)	10. 9. 18 (金)	10. 10. 6 (火)
常陽銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 18 (月)
千葉興業銀行	10. 9. 18 (金)	10. 10. 19 (月)	10. 11. 6 (金)	10. 11. 20 (金)
東京都民銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 11 (月)
第四銀行	10. 9. 18 (金)	10. 10. 19 (月)	10. 11. 6 (金)	10. 11. 25 (水)
北國銀行	10. 9. 18 (金)	10. 10. 19 (月)	10. 11. 6 (金)	10. 11. 19 (木)
静岡銀行	10. 9. 18 (金)	10. 10. 19 (月)	10. 11. 6 (金)	10. 11. 24 (火)
清水銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 11 (月)
十六銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 7 (木)
京都銀行	10. 9. 18 (金)	10. 10. 19 (月)	10. 11. 6 (金)	10. 11. 24 (火)
大阪銀行	10. 9. 18 (金)	10. 10. 19 (月)	10. 11. 6 (金)	10. 12. 25 (金)
山口銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 19 (火)
伊予銀行	10. 9. 18 (金)	10. 10. 19 (月)	10. 11. 6 (金)	10. 11. 17 (火)
四国銀行	10. 9. 18 (金)	10. 10. 19 (月)	10. 11. 6 (金)	10. 11. 20 (金)
筑邦銀行	10. 7. 30 (木)	10. 8. 31 (月)	10. 9. 18 (金)	10. 10. 16 (金)
佐賀銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 6 (水)
十八銀行	10. 7. 30 (木)	10. 8. 31 (月)	10. 9. 18 (金)	10. 10. 9 (金)
大分銀行	10. 7. 30 (木)	10. 8. 31 (月)	10. 9. 18 (金)	10. 10. 5 (月)
宮崎銀行	10. 9. 18 (金)	10. 10. 19 (月)	10. 11. 6 (金)	10. 11. 20 (金)
沖縄銀行	10. 9. 18 (金)	10. 10. 19 (月)	10. 11. 6 (金)	10. 11. 26 (木)

## 【日本銀行考査：第二地方銀行】

(平成11年6月21日現在)

銀行名	申込日	考査開始日	考査終了日	所見交付日
札幌銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 25 (木)
殖産銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 14 (木)
北日本銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 12 (火)
東和銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 13 (水)
京葉銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 24 (水)
神奈川銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 24 (水)
富山第一銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 14 (木)
静岡中央銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 19 (金)
名古屋銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 19 (金)
中京銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 16 (火)
びわこ銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 23 (火)
トマト銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 12 (火)
西京銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 30 (火)
徳島銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 24 (水)
香川銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 18 (月)
高知銀行	10. 10. 26 (月)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 13 (水)
佐賀共栄銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 23 (火)
熊本ファミリ-銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 19 (金)
沖縄海邦銀行	10. 12. 25 (金)	11. 2. 15 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 3. 23 (火)

資料16-1-7 その他の銀行に対する検査の実施状況

【金融監督庁検査】

(平成11年6月21日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東海信託銀行	11. 5. 12 (水)	11. 5. 25 (火)		
クレディ・スイス信託銀行	—	11. 1. 20 (水)		
CSFP銀行東京支店	—	11. 1. 20 (水)		
CSFB銀行東京支店	—	11. 1. 20 (水)		
リーマン・ブラザーズ銀行東京支店	—	11. 5. 19 (水)		

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料15-4参照）

資料16-1-8 信用金庫に対する検査の実施状況

【各財務局検査】

(平成11年6月21日現在)

信 金 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
伊達信用金庫	10. 11. 17 (火)	10. 12. 9 (水)	10. 12. 17 (木)	11. 1. 29 (金)
北空知信用金庫	10. 11. 17 (火)	10. 12. 9 (水)	10. 12. 17 (木)	11. 1. 29 (金)
函館信用金庫	11. 2. 22 (月)	11. 3. 9 (火)	11. 3. 18 (木)	11. 5. 17 (月)
小樽信用金庫	11. 4. 1 (木)	11. 4. 15 (木)	11. 4. 27 (火)	
北海信用金庫	11. 2. 22 (月)	11. 3. 9 (火)	11. 3. 19 (金)	11. 5. 31 (月)
古平信用金庫	11. 1. 5 (火)	11. 1. 18 (月)	11. 1. 22 (金)	11. 2. 24 (水)
旭川信用金庫	11. 4. 1 (木)	11. 4. 15 (木)	11. 4. 27 (火)	
士別信用金庫	11. 4. 1 (木)	11. 4. 15 (木)	11. 4. 23 (金)	
名寄信用金庫	10. 8. 20 (木)	10. 9. 9 (水)	10. 9. 18 (金)	10. 10. 29 (木)
富良野信用金庫	10. 8. 20 (木)	10. 9. 9 (水)	10. 9. 18 (金)	10. 10. 29 (木)
厚岸信用金庫	10. 11. 17 (火)	10. 12. 9 (水)	10. 12. 17 (木)	11. 1. 27 (水)
紋別信用金庫	11. 1. 26 (火)	11. 2. 9 (火)	11. 2. 19 (金)	11. 4. 9 (金)
東奥信用金庫	10. 9. 14 (月)	10. 9. 24 (木)	10. 10. 7 (水)	11. 3. 12 (金)
下北信用金庫	11. 2. 4 (木)	11. 2. 15 (月)	11. 2. 25 (木)	11. 4. 6 (火)
秋田信用金庫	10. 10. 23 (金)	10. 11. 4 (水)	10. 11. 17 (火)	11. 3. 15 (月)
羽後信用金庫	10. 11. 20 (金)	10. 12. 2 (水)	10. 12. 15 (火)	11. 3. 12 (金)
秋田ふれあい信用金庫	10. 8. 20 (木)	10. 8. 31 (月)	10. 9. 11 (金)	10. 11. 30 (月)
五城目信用金庫	11. 5. 12 (水)	11. 5. 24 (月)	11. 6. 4 (金)	
角館信用金庫	11. 2. 4 (木)	11. 2. 15 (月)	11. 2. 24 (水)	11. 4. 7 (水)
盛岡信用金庫	11. 5. 12 (水)	11. 5. 24 (月)	11. 6. 8 (火)	
花巻信用金庫	11. 5. 12 (水)	11. 5. 24 (月)	11. 6. 3 (木)	
二戸信用金庫	11. 2. 26 (金)	11. 3. 9 (火)	11. 3. 19 (金)	11. 5. 13 (木)
宮城第一信用金庫	11. 5. 12 (水)	11. 5. 24 (月)	11. 6. 9 (水)	
塩竈信用金庫	11. 2. 26 (金)	11. 3. 9 (火)	11. 3. 19 (金)	11. 5. 11 (火)
気仙沼信用金庫	11. 2. 26 (金)	11. 3. 9 (火)	11. 3. 19 (金)	11. 5. 11 (火)
会津信用金庫	11. 2. 26 (金)	11. 3. 8 (月)	11. 3. 18 (木)	11. 5. 12 (水)
須賀川信用金庫	10. 9. 14 (月)	10. 9. 24 (木)	10. 10. 6 (火)	11. 3. 12 (金)
あぶくま信用金庫	10. 11. 20 (金)	10. 12. 2 (水)	10. 12. 15 (火)	11. 3. 12 (金)
二本松信用金庫	11. 5. 12 (水)	11. 5. 24 (月)	11. 6. 4 (金)	
伊勢崎信用金庫	11. 4. 16 (金)	11. 5. 11 (火)	11. 6. 2 (水)	
利根郡信用金庫	11. 4. 16 (金)	11. 5. 11 (火)	11. 5. 28 (金)	
館林信用金庫	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 1. 28 (木)	11. 3. 15 (月)
足利信用金庫	11. 2. 18 (木)	11. 3. 2 (火)	11. 3. 25 (木)	11. 5. 28 (金)

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)

## 【各財務局検査】

(平成11年6月21日現在)

信 金 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
栃木信用金庫	11. 4. 16 (金)	11. 5. 11 (火)	11. 5. 28 (金)	
鹿沼相互信用金庫	11. 2. 18 (木)	11. 3. 1 (月)	11. 3. 26 (金)	11. 5. 17 (月)
烏山信用金庫	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 1. 28 (木)	11. 3. 15 (月)
石岡信用金庫	11. 2. 18 (木)	11. 3. 1 (月)	11. 3. 24 (水)	11. 5. 17 (月)
飯能信用金庫	11. 4. 16 (金)	11. 5. 11 (火)	11. 6. 2 (水)	
館山信用金庫	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 1. 28 (木)	11. 3. 15 (月)
木更津信用金庫	11. 2. 18 (木)	11. 3. 1 (月)	11. 3. 24 (水)	11. 5. 28 (金)
旭信用金庫	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 2. 10 (水)	
川崎信用金庫	11. 4. 16 (金)	11. 5. 11 (火)	11. 6. 4 (金)	
中栄信用金庫	11. 4. 19 (月)	11. 5. 11 (火)	11. 5. 26 (水)	
神田信用金庫	10. 12. 10 (木)	10. 12. 21 (月)	11. 3. 3 (水)	11. 4. 14 (水)
文京信用金庫	11. 2. 18 (木)	11. 3. 1 (月)	11. 3. 17 (水)	11. 5. 12 (水)
東栄信用金庫	10. 10. 23 (金)	10. 11. 4 (水)	10. 11. 24 (火)	11. 1. 28 (木)
西京信用金庫	11. 4. 16 (金)	11. 5. 11 (火)	11. 6. 4 (金)	
西武信用金庫	10. 8. 24 (月)	10. 9. 7 (月)	10. 10. 9 (金)	10. 12. 22 (火)
東京産業信用金庫	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 2. 9 (火)	11. 3. 18 (木)
目黒信用金庫	10. 10. 23 (金)	10. 11. 4 (水)	10. 11. 20 (金)	11. 1. 28 (木)
東調布信用金庫	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 2. 8 (月)	11. 3. 18 (木)
日興信用金庫	10. 8. 24 (月)	10. 9. 7 (月)	10. 10. 6 (火)	10. 12. 22 (火)
瀧野川信用金庫	10. 8. 24 (月)	10. 9. 7 (月)	10. 10. 5 (月)	10. 12. 21 (月)
荒川信用金庫	11. 2. 18 (木)	11. 3. 1 (月)	11. 3. 29 (月)	11. 5. 28 (金)
八王子信用金庫	10. 12. 14 (月)	11. 1. 13 (水)	11. 2. 5 (金)	11. 3. 18 (木)
高田信用金庫	10. 10. 23 (金)	10. 11. 4 (水)	10. 11. 19 (木)	11. 1. 29 (金)
三条信用金庫	11. 4. 16 (金)	11. 5. 11 (火)	11. 6. 8 (火)	
直江津信用金庫	11. 4. 16 (金)	11. 5. 11 (火)	11. 5. 28 (金)	
新井信用金庫	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 1. 28 (木)	11. 3. 11 (木)
甲府商工信用金庫	10. 12. 14 (月)	11. 1. 11 (月)	11. 2. 3 (水)	11. 3. 18 (木)
大月信用金庫	11. 2. 18 (木)	11. 3. 1 (月)	11. 3. 19 (金)	11. 5. 27 (木)
長野信用金庫	11. 4. 16 (金)	11. 5. 11 (火)	11. 6. 4 (金)	
松本信用金庫	10. 8. 24 (月)	10. 9. 7 (月)	10. 9. 30 (水)	10. 12. 22 (火)
赤穂信用金庫	11. 2. 18 (木)	11. 3. 1 (月)	11. 3. 24 (水)	
新湊信用金庫	11. 5. 28 (金)	11. 6. 9 (水)	11. 6. 17 (木)	
新川水橋信用金庫	11. 2. 25 (木)	11. 3. 15 (月)	11. 3. 29 (月)	11. 6. 2 (水)
滑川信用金庫	11. 5. 28 (金)	11. 6. 9 (水)	11. 6. 17 (木)	
石動信用金庫	11. 5. 28 (金)	11. 6. 9 (水)	11. 6. 18 (金)	

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)

## 【各財務局検査】

(平成11年6月21日現在)

信 金 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
敦賀信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 10 (月)	11. 5. 19 (水)	
武生信用金庫	11. 2. 25 (木)	11. 3. 15 (月)	11. 3. 30 (火)	11. 6. 7 (月)
福井中央信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 10 (月)	11. 5. 20 (木)	11. 6. 16 (水)
伊豆信用金庫	11. 1. 14 (木)	11. 1. 25 (月)	11. 2. 10 (水)	11. 6. 18 (金)
島田信用金庫	11. 4. 22 (木)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 10 (木)	
関信用金庫	11. 4. 22 (木)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 8 (火)	
神岡信用金庫	11. 2. 23 (火)	11. 3. 9 (火)	11. 3. 18 (木)	
愛知信用金庫	11. 2. 23 (火)	11. 3. 9 (火)	11. 3. 24 (水)	
岡崎信用金庫	11. 4. 22 (木)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 18 (金)	
半田信用金庫	11. 4. 22 (木)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 4 (金)	
豊川信用金庫	11. 4. 22 (木)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 10 (木)	
津島信用金庫	11. 2. 23 (火)	11. 3. 9 (火)	11. 3. 24 (水)	
西尾信用金庫	11. 2. 23 (火)	11. 3. 9 (火)	11. 3. 25 (木)	
愛北信用金庫	11. 1. 8 (金)	11. 1. 18 (月)	11. 2. 3 (水)	11. 6. 17 (木)
中日信用金庫	11. 1. 14 (木)	11. 1. 25 (月)	11. 2. 10 (水)	11. 6. 17 (木)
津信用金庫	11. 1. 8 (金)	11. 1. 18 (月)	11. 1. 27 (水)	11. 6. 21 (月)
北伊勢信用金庫	11. 4. 22 (木)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 8 (火)	
桑名信用金庫	11. 4. 22 (木)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 8 (火)	
京都信用金庫	11. 1. 6 (水)	11. 1. 18 (月)	11. 2. 16 (火)	11. 6. 9 (水)
京都中央信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 10 (月)	11. 6. 8 (火)	
大阪第一信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 10 (月)	11. 6. 4 (金)	
大阪市信用金庫	11. 1. 6 (水)	11. 1. 18 (月)	11. 2. 10 (水)	11. 5. 14 (金)
大福信用金庫	11. 1. 6 (水)	11. 1. 18 (月)	11. 2. 3 (水)	11. 4. 13 (火)
永和信用金庫	11. 4. 1 (木)	11. 4. 12 (月)	11. 4. 30 (金)	
泉州信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 10 (月)	11. 6. 1 (火)	
八光信用金庫	11. 1. 6 (水)	11. 1. 18 (月)	11. 2. 8 (月)	11. 5. 31 (月)
泉陽信用金庫	11. 3. 3 (水)	11. 3. 15 (月)	11. 4. 8 (木)	
阪奈信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 10 (月)	11. 6. 2 (水)	
枚方信用金庫	11. 2. 26 (金)	11. 3. 10 (水)	11. 3. 26 (金)	
摂津信用金庫	11. 1. 6 (水)	11. 1. 18 (月)	11. 2. 4 (木)	11. 4. 2 (金)
不動信用金庫	11. 1. 6 (水)	11. 1. 18 (月)	11. 2. 10 (水)	11. 4. 23 (金)
不動信用金庫	11. 6. 10 (木)			
奈良信用金庫	11. 2. 26 (金)	11. 3. 10 (水)	11. 3. 26 (金)	
大和信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 10 (月)	11. 5. 27 (木)	
関西西宮信用金庫	11. 5. 19 (水)	11. 5. 31 (月)		

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)



## 【各財務局検査】

(平成11年6月21日現在)

信 金 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
姫路信用金庫	11. 3. 3 (水)	11. 3. 15 (月)	11. 4. 9 (金)	
日新信用金庫	11. 2. 26 (金)	11. 3. 10 (水)	11. 3. 31 (水)	
淡路信用金庫	11. 2. 26 (金)	11. 3. 10 (水)	11. 3. 30 (火)	
但馬信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 10 (月)	11. 5. 27 (木)	
日本海信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 3 (木)	
津和野信用金庫	11. 2. 22 (月)	11. 3. 8 (月)	11. 3. 19 (金)	11. 5. 17 (月)
倉敷信用金庫	11. 2. 22 (月)	11. 3. 8 (月)	11. 3. 23 (火)	11. 5. 20 (木)
玉島信用金庫	10. 12. 16 (水)	11. 1. 18 (月)	11. 2. 2 (火)	11. 3. 15 (月)
備北信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 17 (月)	11. 5. 31 (月)	
吉備信用金庫	10. 10. 26 (月)	10. 11. 9 (月)	10. 11. 19 (木)	11. 1. 14 (木)
福鞆信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 21 (月)	
宇部信用金庫	11. 2. 22 (月)	11. 3. 8 (月)	11. 3. 23 (火)	11. 5. 18 (火)
東山口信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 2 (水)	
吉南信用金庫	11. 4. 20 (火)	11. 5. 17 (月)	11. 5. 28 (金)	
鳴門信用金庫	11. 2. 25 (木)	11. 3. 10 (水)	11. 3. 24 (水)	11. 5. 11 (火)
高松信用金庫	11. 5. 19 (水)	11. 6. 3 (木)	11. 6. 21 (月)	
さぬき信用金庫	—	11. 4. 15 (木)	11. 5. 21 (金)	11. 6. 21 (月)
宇和島信用金庫	11. 4. 15 (木)	11. 5. 10 (月)	11. 5. 21 (金)	
東予信用金庫	—	11. 2. 25 (木)	11. 3. 26 (金)	11. 5. 17 (月)
伊豫信用金庫	10. 10. 2 (金)	10. 10. 12 (月)	10. 10. 23 (金)	10. 11. 25 (水)
福岡信用金庫	10. 10. 21 (水)	10. 11. 4 (水)	10. 11. 27 (金)	11. 5. 28 (金)
北九州八幡信用金庫	11. 3. 5 (金)	11. 3. 17 (水)	11. 4. 16 (金)	
若松信用金庫	11. 2. 25 (木)	11. 3. 9 (火)	11. 3. 30 (火)	
大牟田信用金庫	11. 4. 23 (金)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 4 (金)	
筑後信用金庫	11. 4. 23 (金)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 8 (火)	
伊万里信用金庫	11. 3. 1 (月)	11. 3. 11 (木)	11. 4. 9 (金)	
杵島信用金庫	11. 4. 23 (金)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 8 (火)	
熊本第一信用金庫	11. 4. 23 (金)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 4 (金)	
杵築信用金庫	11. 1. 18 (月)	11. 2. 1 (月)	11. 2. 17 (水)	11. 5. 28 (金)
日田信用金庫	11. 4. 23 (金)	11. 5. 17 (月)	11. 5. 28 (金)	
都城信用金庫	11. 2. 25 (木)	11. 3. 11 (木)	11. 3. 25 (木)	
西諸信用金庫	11. 1. 18 (月)	11. 2. 1 (月)	11. 2. 17 (水)	11. 5. 28 (金)
鹿児島信用金庫	11. 4. 23 (金)	11. 5. 17 (月)	11. 6. 4 (金)	
奄美大島信用金庫	11. 2. 25 (木)	11. 3. 11 (木)	11. 3. 26 (金)	
沖縄信用金庫	10. 9. 8 (火)	10. 9. 21 (月)	10. 10. 6 (火)	10. 11. 10 (火)

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)

資料16-1-9 証券会社等に対する検査の実施状況

【金融監督庁検査】

(平成11年6月21日現在)

証券会社等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
新日本証券	—	10. 8. 20 (木)	10. 9. 25 (金)	10. 11. 20 (金)
第一証券	—	10. 11. 16 (月)	10. 12. 14 (月)	11. 3. 24 (水)
国際証券	—	11. 1. 20 (水)		
あさひ証券	11. 3. 23 (火)	11. 4. 8 (木)	11. 4. 9 (金)	11. 5. 27 (木)
三井信証券	11. 2. 3 (水)	11. 2. 15 (月)	11. 2. 16 (火)	11. 3. 31 (水)
東洋信証券	10. 12. 9 (水)	10. 12. 21 (月)	10. 12. 22 (火)	11. 2. 17 (水)
横浜シティ証券	11. 3. 29 (月)	11. 4. 14 (水)	11. 4. 16 (金)	11. 5. 27 (木)
CSFB証券東京支店	—	11. 1. 20 (水)		
CSFB証券大阪支店	—	11. 4. 12 (月)		
トリアーラインオートバンク	—	10. 8. 20 (木)	10. 9. 16 (水)	10. 11. 17 (火)
リーマン・ブラザー証券株式会社	—	11. 5. 19 (水)		
クレスペール証券	—	11. 5. 24 (月)		
雙龍投資証券	10. 7. 22 (水)	10. 7. 28 (火)	10. 7. 29 (水)	10. 10. 5 (月)
L G 証券	10. 10. 7 (水)	10. 10. 19 (月)	10. 10. 20 (火)	10. 11. 20 (金)
大信証券	10. 9. 28 (月)	10. 10. 7 (水)	10. 10. 8 (木)	10. 11. 20 (金)
ペレグリン証券	10. 7. 14 (火)	10. 7. 23 (木)	10. 7. 24 (金)	10. 10. 5 (月)
国際投信投資顧問	11. 3. 4 (木)	11. 3. 15 (月)		
クレディ・スイス投信	—	11. 4. 20 (火)		
リーマン・ブラザーズ投資顧問	—	11. 5. 19 (水)		

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)

なお、国際投信投資顧問及びクレディ・スイス投信の2社は、証券投資信託委託会社の認可を受け、投資顧問業者として登録されている。

## 【各財務局検査】

(平成11年6月21日現在)

証券会社等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
日興証券秋田支店	—	11. 3. 15 (月)	11. 3. 26 (金)	11. 5. 24 (月)
日興証券福山支店	—	11. 5. 13 (木)	11. 5. 25 (火)	
大和証券福島支店	—	11. 1. 11 (月)	11. 1. 22 (金)	11. 3. 29 (月)
大和証券福井支店	10. 7. 22 (水)	10. 8. 3 (月)	10. 8. 7 (金)	10. 9. 28 (月)
山種証券弘前支店	—	11. 5. 17 (月)	11. 5. 28 (金)	
東洋証券今治支店	10. 11. 25 (水)	10. 12. 7 (月)	10. 12. 11 (金)	11. 1. 6 (水)
東洋証券呉支店	—	10. 7. 21 (火)	10. 7. 31 (金)	10. 9. 30 (水)
太平洋証券富山支店	—	10. 8. 31 (月)	10. 9. 11 (金)	10. 10. 27 (火)
太平洋証券松山支店	—	10. 8. 31 (月)	10. 9. 11 (金)	10. 10. 21 (水)
太平洋証券福岡支店	—	10. 8. 31 (月)	10. 9. 11 (金)	10. 11. 24 (火)
大 東 証 券	—	11. 4. 20 (火)	11. 5. 28 (金)	
エ ー ス 証 券	—	11. 1. 12 (火)	11. 2. 8 (月)	11. 4. 22 (木)
神栄石野証券	10. 10. 6 (火)	10. 10. 13 (火)	10. 11. 6 (金)	11. 1. 27 (水)
極 東 証 券	—	11. 5. 11 (火)	11. 6. 4 (金)	
中 央 証 券	—	10. 8. 24 (月)	10. 9. 28 (月)	10. 10. 20 (火)
ア ー ク 証 券	—	10. 9. 29 (火)	10. 10. 27 (火)	
相 生 証 券	10. 8. 25 (火)	10. 9. 1 (火)	10. 9. 11 (金)	10. 11. 16 (月)
赤 木 屋 証 券	—	11. 3. 1 (月)	11. 3. 19 (金)	11. 4. 21 (水)
アックス・ジャパン証券	11. 4. 20 (火)	11. 5. 10 (月)	11. 5. 14 (金)	11. 6. 11 (金)
荒 町 証 券	11. 5. 18 (火)	11. 5. 20 (木)	11. 5. 27 (水)	11. 6. 18 (金)
阿 波 証 券	—	11. 4. 8 (木)	11. 4. 28 (水)	11. 6. 11 (金)
飯塚中川証券	—	11. 5. 10 (月)	11. 5. 28 (金)	
石 塚 証 券	10. 10. 1 (木)	10. 10. 7 (水)	10. 10. 21 (水)	10. 11. 30 (月)
伊 勢 証 券	—	11. 5. 11 (火)	11. 5. 20 (木)	
白 木 証 券	—	10. 10. 13 (火)	10. 11. 11 (水)	10. 12. 16 (水)
ウツミ屋証券	—	10. 9. 28 (月)	10. 10. 27 (火)	11. 1. 11 (月)
愛 媛 証 券	—	11. 1. 7 (木)	11. 1. 29 (金)	11. 3. 2 (火)
沖 縄 証 券	—	11. 5. 27 (木)	11. 6. 11 (金)	
オリックス証券	—	11. 1. 18 (月)	11. 2. 5 (金)	11. 3. 12 (金)
香 川 証 券	11. 5. 25 (火)	11. 6. 3 (木)		
神 崎 証 券	—	11. 6. 1 (火)	11. 6. 16 (水)	
共 済 証 券	—	10. 11. 9 (月)	11. 1. 14 (木)	11. 3. 4 (木)
黒川木徳証券	—	11. 2. 15 (月)	11. 3. 9 (火)	11. 3. 30 (火)
公 共 証 券	—	11. 1. 18 (月)	11. 2. 5 (金)	11. 3. 12 (金)
こ う べ 証 券	—	11. 3. 8 (月)	11. 3. 26 (金)	

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)

## 【各財務局検査】

(平成11年6月21日現在)

証券会社等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
寿 証 券	—	10. 10. 20 (火)	10. 11. 10 (火)	11. 3. 8 (月)
五 福 証 券	—	11. 3. 2 (火)	11. 3. 16 (火)	11. 4. 21 (水)
坂本北陸証券	—	10. 9. 29 (火)	10. 10. 13 (火)	10. 11. 11 (水)
三 条 証 券	—	10. 7. 13 (月)	10. 7. 24 (金)	10. 8. 26 (水)
島 大 証 券	—	11. 6. 15 (火)		
十 字 屋 証 券	—	11. 4. 20 (火)	11. 5. 25 (火)	
荘 内 証 券	10. 9. 29 (火)	10. 9. 30 (水)	10. 10. 16 (金)	10. 12. 14 (月)
昭 和 証 券	10. 8. 25 (火)	10. 8. 31 (月)	10. 9. 10 (木)	10. 10. 12 (月)
大山日ノ丸証券	—	11. 1. 19 (火)	11. 1. 29 (金)	11. 3. 29 (月)
大 中 証 券	—	11. 3. 11 (木)	11. 3. 31 (水)	11. 6. 18 (金)
大 徳 証 券	—	11. 4. 2 (金)	11. 4. 19 (月)	
大 万 証 券	—	10. 8. 20 (木)	10. 9. 10 (木)	10. 11. 25 (水)
竹 松 証 券	—	11. 4. 19 (月)	11. 4. 26 (月)	11. 6. 8 (火)
多 摩 証 券	—	11. 3. 2 (火)	11. 3. 12 (金)	11. 4. 21 (水)
環 証 券	—	11. 4. 19 (月)	11. 5. 12 (水)	
塚 本 証 券	—	11. 4. 19 (月)	11. 5. 14 (金)	
頭 川 証 券	—	11. 4. 21 (水)	11. 4. 30 (金)	11. 6. 11 (金)
津 山 証 券	—	11. 4. 6 (火)	11. 4. 21 (水)	11. 6. 14 (月)
ディー・ブレイン証券	11. 5. 24 (月)	11. 5. 31 (月)	11. 6. 7 (月)	
東京フラワー証券	11. 1. 7 (木)	11. 1. 12 (火)	11. 1. 22 (金)	11. 2. 4 (木)
東 宝 証 券	—	10. 8. 26 (水)	10. 9. 11 (金)	10. 9. 18 (金)
中 井 証 券	—	11. 1. 18 (月)	11. 2. 10 (水)	11. 3. 15 (月)
中 村 証 券	—	10. 8. 14 (金)	10. 8. 17 (月)	10. 9. 1 (火)
日 新 証 券	—	10. 9. 1 (火)	10. 9. 11 (金)	10. 9. 21 (月)
函 館 証 券	—	11. 1. 11 (月)	11. 1. 29 (金)	11. 3. 3 (水)
光 証 券	10. 10. 15 (木)	10. 10. 22 (木)	10. 11. 9 (月)	11. 2. 1 (月)
日 の 出 証 券	10. 8. 25 (火)	10. 8. 31 (月)	10. 9. 25 (金)	10. 11. 6 (金)
平 岡 証 券	—	11. 4. 19 (月)	11. 5. 26 (水)	
松 本 証 券	—	10. 10. 14 (水)	10. 10. 28 (水)	10. 12. 2 (水)
丸 金 証 券	—	10. 10. 12 (月)	10. 10. 30 (金)	10. 11. 27 (金)
丸 近 証 券	—	10. 11. 30 (月)	10. 12. 21 (月)	11. 3. 10 (水)
丸 八 証 券	—	11. 2. 23 (火)	11. 3. 15 (月)	
丸 宏 大 華 証 券	—	11. 1. 19 (火)	11. 2. 12 (金)	11. 3. 12 (金)
丸 福 証 券	—	10. 10. 13 (火)	10. 10. 30 (金)	10. 12. 1 (火)
丸 和 証 券	—	10. 8. 24 (月)	10. 9. 16 (水)	10. 10. 27 (火)

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)

## 【各財務局検査】

(平成11年6月21日現在)

証券会社等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
都 証 券	—	11. 3. 11 (木)	11. 3. 31 (水)	
山 吉 証 券	10. 10. 22 (木)	10. 10. 23 (金)	10. 12. 8 (火)	11. 4. 12 (月)
山 二 証 券	—	10. 10. 12 (月)	10. 10. 30 (金)	10. 11. 27 (金)
山 文 証 券	—	10. 8. 24 (月)	10. 9. 14 (月)	10. 10. 20 (火)
豊 証 券	—	11. 1. 12 (火)	11. 2. 3 (水)	11. 6. 9 (水)
六 和 証 券	—	11. 1. 12 (火)	11. 1. 28 (木)	11. 2. 16 (火)
和 歌 山 証 券	—	10. 12. 8 (火)	10. 12. 22 (火)	10. 12. 28 (月)
藍 沢 投 資 顧 問	—	11. 4. 22 (木)	11. 5. 18 (火)	11. 6. 11 (金)
新 屋 経 済 研 究 所	—	11. 6. 16 (水)	11. 6. 18 (金)	
ウエダ投資顧問	—	11. 6. 2 (水)	11. 6. 4 (金)	11. 6. 21 (月)
久世株式経済研究所	11. 3. 16 (火)	11. 3. 23 (火)	11. 3. 23 (火)	11. 4. 5 (月)
興亜火災投資顧問	—	11. 4. 22 (木)	11. 5. 18 (火)	11. 6. 11 (金)
新報投資顧問	—	11. 6. 2 (水)	11. 6. 3 (木)	11. 6. 21 (月)
大 一 投 資 情 報	—	11. 6. 16 (水)	11. 6. 18 (金)	
太 閣	11. 4. 12 (月)	11. 4. 19 (月)	11. 4. 20 (火)	11. 4. 28 (水)
大伸経済研究所	11. 1. 25 (月)	11. 2. 1 (月)	11. 2. 1 (月)	11. 2. 19 (金)
歩 金 産 業	11. 6. 4 (金)	11. 6. 11 (金)	11. 6. 11 (金)	11. 6. 16 (水)
パリバ投資顧問	—	10. 10. 26 (月)	10. 11. 19 (木)	11. 3. 5 (金)
ヒライ総研	—	11. 6. 2 (水)	11. 6. 4 (金)	11. 6. 21 (月)
富士火災投資顧問	—	10. 12. 1 (火)	10. 12. 3 (木)	11. 1. 11 (月)
フカ・インターナショナル ・インベストメント	—	11. 6. 16 (水)	11. 6. 18 (金)	
ミズ情報サービス	11. 2. 19 (金)	11. 2. 26 (金)	11. 2. 26 (金)	11. 3. 4 (木)
安田グローバル施設顧問	—	11. 4. 22 (木)	11. 5. 19 (水)	11. 6. 14 (月)
ユニマックス	—	11. 6. 16 (水)	11. 6. 18 (金)	
ユニ・エコノミー研究所	—	11. 3. 4 (木)	11. 3. 5 (金)	11. 4. 20 (火)
余語経済研究所	11. 5. 20 (木)	11. 5. 27 (木)	11. 5. 27 (木)	11. 6. 4 (金)
ラジオたんば証券研究所	—	11. 6. 16 (水)	11. 6. 18 (金)	

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料15-4参照）

資料16-1-10 保険会社に対する検査の実施状況

【金融監督庁検査】

(平成11年6月21日現在)

保険会社名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
住友生命	11. 5. 10 (月)	11. 5. 28 (金)		
千代田生命	11. 5. 10 (月)	11. 5. 27 (木)		
三井生命	11. 5. 10 (月)	11. 5. 27 (木)		
平和生命	11. 5. 10 (月)	11. 5. 27 (木)	11. 6. 21 (月)	
ソニー生命	11. 5. 10 (月)	11. 5. 27 (木)	11. 6. 17 (木)	

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4 参照)

資料16-1-11 コンピュータ2000年問題に関する検査の実施状況

【金融監督庁検査】

(平成11年6月21日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
第一勧業銀行	10. 10. 27 (火)	10. 11. 10 (火)	10. 11. 13 (金)	11. 1. 21 (木)
さくら銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 19 (火)	11. 1. 22 (金)	11. 3. 31 (水)
富士銀行	11. 1. 11 (月)	11. 1. 26 (火)	11. 2. 1 (月)	11. 3. 31 (水)
東京三菱銀行	10. 12. 4 (金)	10. 12. 15 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 21 (木)
あさひ銀行	10. 12. 4 (金)	10. 12. 15 (火)	10. 12. 18 (金)	11. 1. 21 (木)
三和銀行	11. 1. 6 (水)	11. 1. 19 (火)	11. 1. 22 (金)	11. 3. 31 (水)
住友銀行	10. 10. 7 (水)	10. 10. 15 (木)	10. 10. 20 (火)	11. 1. 20 (水)
東海銀行	11. 1. 11 (月)	11. 1. 26 (火)	11. 1. 29 (金)	11. 3. 31 (水)
大和銀行	11. 2. 15 (月)	11. 3. 1 (月)	11. 3. 5 (金)	11. 4. 23 (金)
三井信託銀行	10. 10. 7 (水)	10. 10. 15 (木)	10. 10. 20 (火)	11. 1. 20 (水)
三菱信託銀行	10. 10. 23 (金)	10. 11. 2 (月)	10. 11. 13 (金)	11. 1. 20 (水)
安田信託銀行	11. 2. 5 (金)	11. 2. 16 (火)	11. 2. 19 (金)	11. 3. 31 (水)
東洋信託銀行	10. 11. 13 (金)	10. 12. 1 (火)	10. 12. 4 (金)	11. 1. 20 (水)
中央信託銀行	11. 2. 15 (月)	11. 3. 2 (火)	11. 3. 5 (金)	11. 4. 23 (金)
日本信託銀行	10. 10. 27 (火)	10. 11. 10 (火)	10. 11. 13 (金)	11. 1. 20 (水)
住友信託銀行	10. 11. 13 (金)	10. 11. 24 (火)	10. 11. 27 (金)	11. 1. 21 (木)
日本興業銀行	10. 11. 13 (金)	10. 11. 24 (火)	10. 11. 27 (金)	11. 1. 20 (水)
野村証券	11. 5. 12 (水)	11. 6. 3 (木)	11. 6. 8 (火)	
全国信用金庫連合会	11. 2. 26 (金)	11. 3. 23 (火)	11. 3. 26 (金)	
全国信用協同組合連合会	11. 2. 26 (金)	11. 3. 15 (月)	11. 3. 18 (木)	
労働金庫連合会	11. 2. 26 (金)	11. 3. 15 (月)	11. 3. 18 (木)	
農林中央金庫	11. 2. 5 (金)	11. 2. 16 (火)	11. 2. 19 (金)	

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料15-4参照)

資料16-1-12 内部モデルに関する検査の実施状況

【金融監督庁検査】

(平成11年6月21日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
富士銀行	11. 4. 19 (月)	11. 5. 11 (火)	11. 5. 19 (水)	11. 6. 4 (金)
東京三菱銀行	11. 3. 3 (水)	11. 3. 16 (火)	11. 3. 25 (金)	
住友銀行	11. 2. 3 (水)	11. 2. 15 (月)	11. 2. 25 (木)	
東海銀行	11. 5. 20 (木)	11. 6. 3 (木)	11. 6. 11 (金)	
日本興業銀行	11. 3. 31 (水)	11. 4. 9 (金)	11. 4. 16 (金)	

(注) 当局による立入検査権限の行使は、予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料15-4参照）



資料16- 2 - 1 主要19行に対する過去6年間の大蔵省検査の状況

銀行名	検査基準日	検査期間	検査項目
第一勧業銀行	平成6年10月7日	39日間	自己資本、資産内容、経営管理、収益、流動性の状況等
さくら銀行	平成8年1月8日	41日間	〃
富士銀行	平成7年1月6日	37日間	〃
東京三菱銀行	平成9年8月15日	36日間	〃
あさひ銀行	平成8年8月19日 平成4年10月13日	35日間 38日間	〃 〃
三和銀行	平成7年8月18日	39日間	〃
住友銀行	平成9年4月15日 平成6年1月7日	40日間 35日間	〃 〃
大和銀行	平成10年2月23日 平成6年4月13日	31日間 28日間	〃 〃
東海銀行	平成7年10月18日	40日間	〃
日本興業銀行	平成8年10月16日 平成4年10月13日	36日間 33日間	〃 〃
日本長期信用銀行	平成8年4月16日	33日間	〃
日本債券信用銀行	平成9年4月15日 平成5年8月16日	47日間 31日間	〃 〃
三井信託銀行	平成9年1月8日 平成5年10月15日	31日間 26日間	〃 〃
三菱信託銀行	平成10年2月10日 平成6年10月14日	35日間 31日間	〃 〃
安田信託銀行	平成9年10月17日 平成7年4月14日	37日間 30日間	〃 〃
東洋信託銀行	平成7年4月14日	26日間	〃
中央信託銀行	平成9年2月24日 平成6年6月1日	22日間 22日間	〃 〃
日本信託銀行	平成9年8月15日 平成6年4月12日	25日間 22日間	〃 〃
住友信託銀行	平成8年1月10日	26日間	〃

(注) 検査期間は、立入検査の実働日数(土、日を除く)。

\* 平成10年8月26日 国会提出(衆議院・金融安定化に関する特別委員会)

## 資料16- 2 - 2 主要行(17行)に対する検査・考査結果の概要について

主要行(17行)に対する検査・考査結果は下記のとおり。

### 記

1. 検査基準日：平成10年3月31日

2. 総与信の査定状況

Ⅰ分類(Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産)	344兆7,085億円
Ⅱ分類(個別に適切なリスク管理を要する資産)	43兆7,812億円
Ⅲ分類(最終の回収に重大な懸念が存在する資産)	5兆3,426億円
Ⅳ分類(回収不可能又は無価値と判定される資産)	3,756億円
検査基準日の総与信	394兆2,079億円

(注) 億円未満切り捨て

\* 平成10年12月25日 発表、ホームページ掲載

\* 平成11年1月29日 国会提出(衆議院・予算委員会)

資料16- 2 - 3 主要行（17行）に対する検査・考査結果について

金融監督庁は、銀行法第24条などに基づき金融機関から本年3月期決算における自己査定結果の報告を受け、日本銀行と連携しつつ、主要行に対して、集中的な検査を実施した。その結果の概要は以下のとおり。（詳細は別添参照）

<sup>\*1</sup>  
1. 総与信の査定結果（10年3月末、償却・引当後）

（単位：億円）

	分類状況				総与信
	I	II	III	IV	
当局査定 (a)	3,447,085	437,812	53,426	3,756	3,942,079
<sup>*2</sup> 自己査定 (b)	3,501,146	401,970	37,718	<sup>*3</sup> 1,245	3,942,079
(a) - (b)	▲ 54,061	35,842	15,708	2,511	-

（注）\*1．総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

\*2．「自己査定(b)」は、銀行法第24条で報告を受けた総与信の自己査定結果について、修正報告（誤謬等の訂正）を受けた後の計数。

\*3．IV分類には、信託勘定の分類債権（1,180億円）が含まれている。

（参考）長銀・日債銀

（単位：億円）

	分類状況				総与信
	I	II	III	IV	
当局査定 (a)	196,239	51,899	24,141	2,610	274,889
自己査定 (b)	214,922	49,601	10,366	-	274,889
(a) - (b)	▲ 18,683	2,298	13,775	2,610	-

2. 償却・引当の適切性（10年3月末）

（単位：億円）

当局査定に基づく 償却・引当額 ①	自己査定に基づく 償却・引当額 ②	要追加償却・引当 額 ① - ②
86,060	75,647	10,413

（注）「当局査定に基づく償却・引当額①」は、当局査定に、原則として各行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

（参考）長銀・日債銀

（単位：億円）

当局査定に基づく 償却・引当額 ①	自己査定に基づく 償却・引当額 ②	要追加償却・引当 額 ① - ②
16,387	8,064	8,323

\* 平成10年12月25日 発表、ホームページ掲載

\* 平成11年1月29日 国会提出（衆議院・予算委員会）

検査・考査実施概要

項目	内容
目的 対象金融機関	資産の健全性等に係る検査 17行 第一勧業、富士、東京三菱、さくら、三和、東海、あさひ 日本興業、安田信託、住友信託、中央信託、東洋信託 以上12行は金融監督庁実施 住友、大和、三菱信託、三井信託、日本信託 以上5行は日本銀行実施
立入実施期間	7月24日から10月28日
1行当たり立入日数	20.8日
1行当たり投入人員	12.0人
1行当たり資産査定 債務者数	9,806債務者
抽出率（金額ベース）	56.2%  (注) 自己査定で分類債権とされたものの全額と正常債権 で当局が指定した先を査定対象として抽出した。
分類の定義	I分類 : II分類、III分類及びIV分類としない資産 II分類 : 個別に適切ナリスク管理を要する資産 III分類 : 最終の回収に重大な懸念が存在する資産 IV分類 : 回収不可能又は無価値と判定される資産

\* 平成10年12月25日 発表、ホームページ掲載

\* 平成11年1月29日 国会提出（衆議院・予算委員会）

〔 別 添 〕

当局の指摘した事例は以下のとおり。

なお、指摘事項については、改善済み若しくは改善中である。

## 1. 自己査定態勢及び償却・引当態勢

【評価】 自己査定態勢及び償却・引当態勢については、概ね整備されているが、今後、更に充実・強化に努める必要がある。

### 【事務フロー】

自己査定から償却・引当までの事務処理としては、一般的に、①1次査定を12月末を仮基準日として営業店が実施し、②2次査定を本部審査部が実施した後、③与信監査部等で2次査定を監査している。また、④1月から3月の決算時までの修正を同様に行い、さらに、⑤4～6月の後発事象で加味すべきものについて修正している。

この自己査定を踏まえ、償却・引当を行っている。なお、償却・引当には主計部、企画部等も関与している。

## 2. 自己査定基準

【評価】 自己査定基準については、その内容の一部に問題が認められたので、大半の銀行に改善を求めたが、総体としては当局の「資産査定について」通達に対応しており、概ね妥当である。

### 【主な問題点】

(指摘事例：各項目に該当する銀行は1行若しくは数行である。)

- (1) 上場有配企業等の子会社の債務者区分を、子会社の財務内容等を勘案せずに親会社に準じた債務者区分を行う規程となっている。
- (2) 要注意先について、その財務内容等を勘案せず、一律に将来の一定期間の収益返済を控除している。
- (3) 破綻懸念先以下の債務者について、有価証券担保の時価から処分可能見込額を差し引いた額に対してⅢ分類にする規程となっていない。

### 3. 償却・引当基準

【評価】 償却・引当基準については、その内容の一部に問題が認められたので、大半の銀行に改善を求めたが、総体としては日本公認会計士協会の「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に整合しており、概ね妥当である。

#### 【主な問題点】

(指商事例：各項目に該当する銀行は1行若しくは数行である。)

- (1) 関連ノンバンク等の償却・引当に関しては、一般の取引先と異なる基準を適用し、その一部を償却・引当の対象外としている。
- (2) 実質破綻先債権等のIII分類については、全額償却する規程となっていない。
- (3) 貸倒実績率の算出に当たって、算出根拠となるデータの大半を異常値として除外している。

#### 4. 自己査定の正確性

【評価】 自己査定の正確性については、関連会社や大口メイン先の分類誤り等、当局査定と自己査定が相違しているものが全行について認められた。

【主な問題点：各項目に該当する銀行は1行若しくは数行である。】

- (1) 関連会社等について、その財務内容を勘案せずに、正常先、要注意先としたり、債務者区分を行わず「その他」としたりしている。
- (2) 大口メイン先や他行関連会社等について、その財務内容を勘案せずに、非分類若しくはII分類にとどめている。
- (3) 債務者の信用格付制度に基づいて自己査定を行っているが、信用格付が適切に行われていない。
- (4) 自己査定の仮基準日以降決算日までの時点修正が適切に行われていない。

(単位：億円、%)

	I	II	III	IV	*1総与信
当局査定①	3,447,085	437,812	53,426	3,756	3,942,079
*2自己査定②	3,501,146	401,970	37,718	*3 1,245	3,942,079
① - ②	▲ 54,061	35,842	15,708	2,511	—
① - ② / 総与信		0.9	0.4	0.1	—

(注) \*1 . 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

\*2 . 「自己査定②」は、銀行法第24条で報告を受けた総与信の自己査定結果について、修正報告(誤謬等の訂正)を受けた後の計数。

\*3 . IV分類には、信保勘定の分類債権(1,180億円)が含まれている。

#### 分類の正確性

(当局査定と自己査定のII~IV分類の合計額の差額を総与信額で除した率)

(率)	(該当行数)
1.0%未満	5行
1.0 ~2.0 未満	7行
2.0以上	5行



## 5. 償却・引当の適切性

【評価】 償却・引当の適切性については、自己査定が正確に行われていないほか、償却・引当基準自体に問題が認められたことなどから、全行について償却・引当額の追加が必要であると認められた。

(単位：億円、%)

総 与 信 ①	当 局 査 定 償 却 ・ 引 当 額 ②	自 己 査 定 償 却 ・ 引 当 額 ③	要 助 成 償 却 ・ 引 当 額 ④ = ② - ③	不 足 率 ④ / ①
3,942,079	86,060	75,647	10,413	0.26

(注) 「当局査定償却・引当額②」は、当局査定に原則として各行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

### 償却・引当の適切性

(不足率)	(該当行数)
0.15%未満	7行
0.15 ~ 0.35%未満	4行
0.35 以上	6行

## 6. ディスクロージャーの適切性

【評価】 不良債権(旧基準)については、若干の開示漏れ、区分誤り等が認められるが、概ね適切に開示されている。

リスク管理債権(新基準)のディスクロージャーについては、全銀協の統一開示基準により10年3月期から自主的に開示しているが、貸出条件緩和債権については、基準を各行が区々に定義しているため、統一性を欠く状況となっている。

### 【主な問題点】

#### (新基準)

#### 貸出条件緩和債権の開示基準の例

- ① スプレッド融資の場合、上乗せ金利が0%、0.125%等未満の場合のみ開示している。(各行が開示基準としているスプレッドは、0.0% ~ 0.375%の範囲に分布している。)
- ② 長・短期プライムレート基準融資の場合は、開示しない。

## 7. 自己査定結果の当局への報告の正確性（総与信の自己査定等の報告）

【評価】 大半の銀行で正確性を欠いた報告が認められた。

### 【主な問題点】

- (1) 総与信に、不動産など与信と無関係なものを加算して報告しているものが認められた。
- (2) 集計等の誤りが認められた。
- (3) 総与信から一部の与信を除外して報告しているものが認められた。

（単位：億円）

	I	II	III	IV	II ~ IV 計
自己査定の訂正報告①	3,501,146	401,970	37,718	1,245	440,933
自己査定の当初報告②	3,804,597	405,013	37,790	1,204	444,007
① - ② 差 額	▲ 303,451	▲ 3,043	▲ 72	41	▲ 3,074

（注1）償却・引当後の総与信ベース

（注2）7月17日付で公表した資料では、②のIV分類 1,204億円は欄外注記となっている。

## 8. 監査の改善・強化の必要性

【評価】 自己査定基準、償却・引当基準の誤りがあったほか、大半の銀行で償却・引当不足等が認められたため、内部監査の改善・強化はもとより、外部監査についても改善・強化のための具体的方策を講じる必要がある。

\* 平成10年12月25日 発表、ホームページ掲載

\* 平成11年1月29日 国会提出（衆議院・予算委員会）

## 〔 参 考 〕

1．関連ノンバンク等向け総与信の分類状況

2．自己査定による引当実績率の状況

3．II分類責権について

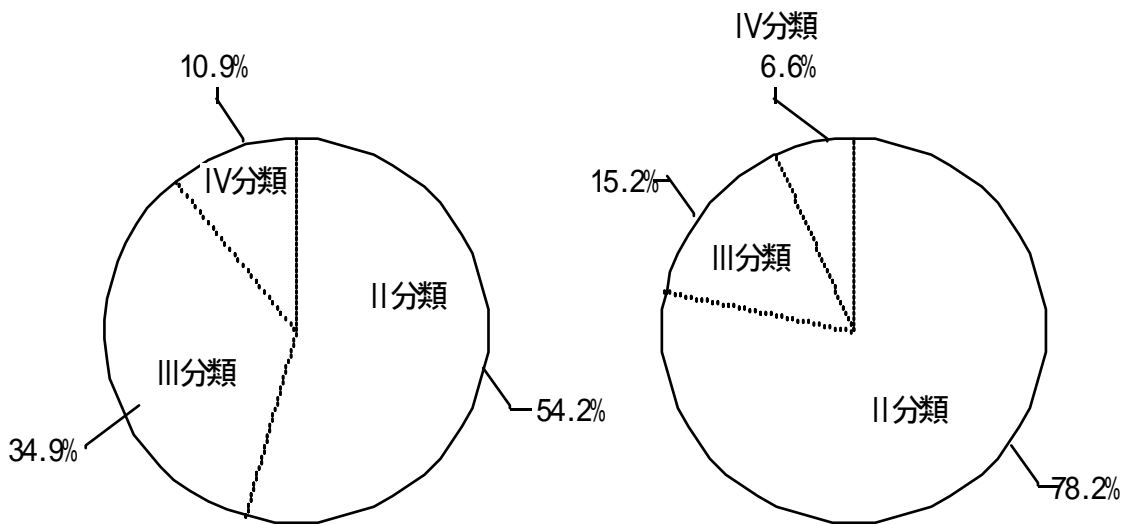
\* 平成10年12月25日 発表、ホームページ掲載

\* 平成11年1月29日 国会提出（衆議院・予算委員会）

## 1. 関連ノンバンク等向け総与信の分類状況

本表の関連ノンバンク等とは、銀行の出資の有無に関わらず、銀行の支配下（設立経緯、出資、人的関係等）にあり、銀行の管理・支援を必要としている主な業況不芳な会社限定している。

償却・引当前であり、自己査定において必要な償却・引当は10年3月期において行われている。



主要行の関連ノンバンク等の分類債権  
(II～IV分類合計44,783億円)

主要行全体の分類債権  
(II～IV分類合計 562,101億円)

## 2. 自己査定による引当実績率の状況

### (1) 一般貸倒引当実績率

#### ① 正常先債権

平均	0.13 %
----	--------

(引当実績率)	(該当行数)
0.10%未満	6行
0.10 ~ 0.15未満	4行
0.15 以上	7行

#### ② 要注意先債権

平均	1.59 %
----	--------

(引当実績率)	(該当行数)
1.50%未満	11行
1.50 ~ 2.00未満	3行
2.00 以上	3行

(注) 要注意先債権の半分程度は非分類債権(Ⅰ分類)である。

### (2) 破綻懸念先Ⅲ分類の引当実績率

平均	52.10%
----	--------

(引当実績率)	(該当行数)
45.0%未満	5行
45.0 ~ 55.0	7行
55.0 以上	5行

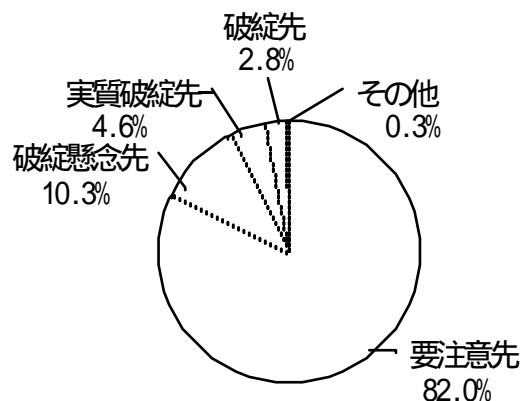
(注) 破綻懸念先のⅢ分類については、一般貸倒引当とは異なり、個別債権毎に必要額を引き当てている。

### 3. II分類債権について

#### A 債務者区分別のII分類債権の状況(償却・引当前)

(単位:億円)

	II分類額
要 注 意 先	360,941
破綻懸念先	45,407
実質破綻先	20,162
破 綻 先	12,238
そ の 他	1,231
合 計	439,979



#### B 上記要注意先II分類債権の開示及び保全状況(償却・引当前)

(単位:億円)

	金額	保 全 状 況	
		担保等により 保全されている部分	担保等により 保全されていない部分
破綻先	—	—	—
延滞先	4,439	1,220	3,219
3か月以上延滞先	5,982	2,644	3,338
貸出条件緩和先	21,056	3,153	17,903
統一開示基準対象先	31,477	7,017	24,460
非 開 示 先	329,464	77,578	251,886
合 計	360,941	84,595	276,346

資料16- 2 - 4 地方銀行(64行)に対する検査・考査結果の概要について

地方銀行(地方銀行協会加盟行64行)に対する検査・考査結果は下記のとおり。

記

1. 検査基準日：平成10年3月31日

2. 総与信の査定状況

Ⅰ分類(Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産)	126兆 9,905億円
Ⅱ分類(個別に適切なリスク管理を要する資産)	15兆 8,079億円
Ⅲ分類(最終の回収に重大な懸念が存在する資産)	1兆 3,042億円
Ⅳ分類(回収不可能又は無価値と判定される資産)	1,343億円
検査基準日の総与信	144兆 2,445億円

(注) 億円未満切り捨て

\* 平成11年6月22日 発表、ホームページ掲載

資料16- 2 - 5 地方銀行(64行)に対する検査・考査結果について

金融監督庁は、銀行法第24条等に基づき金融機関から平成10年3月期決算における自己査定結果の報告を受け、大蔵省財務局、日本銀行と連携しつつ、地方銀行(地方銀行協会加盟行64行)に対して、集中的な検査を実施した。その結果の概要は以下のとおり。(詳細は別添参照)

1. 総与信の査定結果(10年3月末、償却・引当後)

(単位:億円)

	分類状況				総与信
	I	II	III	IV	
当局査定(a)	1,269,905	158,079	13,042	1,343	1,442,445
自己査定(b)	1,289,910	144,095	8,320	57	1,442,445
(a) - (b)	20,005	13,984	4,722	1,286	-

(注) 1. 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

2. 自己査定(b)のIV分類には、信託勘定の分類債権37億円が含まれている。

2. 償却・引当の適切性(10年3月末)

(単位:億円)

当局査定に基づく 償却・引当額 ①	自己査定に基づく 償却・引当額 ②	要追加償却・引当 額 ① - ②
21,094	15,776	5,292

(注) 「当局査定に基づく償却・引当額①」は、当局査定に、原則として各行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

\* 平成11年6月22日 発表、ホームページ掲載



検査・考査実施概要

項 目	内 容
<p>目 的</p> <p>対 象 金 融 機 関</p>	<p>資産の健全性等に係る検査</p> <p>64行</p> <p>東北、七十七、足利、関東、横浜、北陸、南都、池田、 広島、琉球</p> <p>以上10行は金融監督庁実施 北海道、荘内、山形、東邦、群馬、武蔵野、千葉、北越、 山梨中央、八十二、駿河、大垣共立、三重、百五、富山、 福井、滋賀、泉州、紀陽、但馬、鳥取、山陰合同、中国、 阿波、百十四、福岡、西日本、親和、肥後、鹿児島</p> <p>以上30行は大蔵省財務局実施 青森、みちのく、秋田、北都、岩手、常陽、千葉興業、 東京都民、第四、十六、静岡、清水、北國、京都、大阪、 山口、伊予、四国、筑邦、佐賀、十八、大分、宮崎、沖縄</p> <p>以上24行は日本銀行実施</p>
<p>立 入 実 施 期 間</p>	<p>8月24日から12月21日</p>
<p>1 行 当 た り 立 入 日 数</p>	<p>16.8日</p>
<p>1 行 当 た り 投 入 人 員</p>	<p>9.1人</p>
<p>1 行 当 た り 資 産 査 定 債 務 者 数</p>	<p>3,674債務者</p>
<p>抽出率（金額ベース）</p>	<p>56.1%</p>
<p>分 類 の 定 義</p>	<p>（注）自己査定で分類債権とされたものの全額と正常債権 で当局が指定した先を査定対象として抽出した。</p> <p>I分類：II分類、III分類及びIV分類としない資産 II分類：個別に適切なリスク管理を要する資産 III分類：最終の回収に重大な懸念が存在する資産 IV分類：回収不可能又は無価値と判定される資産</p>

\* 平成11年6月22日 発表、ホームページ掲載

〔別添〕

1. 自己査定の正確性

(単位:億円、%)

	I	II	III	IV	総与信
当局査定①	1,269,905	158,079	13,042	1,343	1,442,445
自己査定②	1,289,910	144,095	8,320	57	1,442,445
① - ②	20,005	13,984	4,722	1,286	—
①-②/総与信		1.0	0.3	0.1	—

(注) 1. 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

2. 自己査定 のIV分類には、信託定の分類資産37億円が含まれている。

分類の正確性

(当局査定と自己査定のII～IV分類の合計額の差額を総与信額で除した率)

(率) (該当行数)

1.0%未満 33行

1.0%～2.0%未満 12行

2.0%以上 19行

2. 償却・引当の適切性

(単位:億円、%)

総与信 ①	当局査定 償却・引当額 ②	自己査定 償却・引当額 ③	要助償却・引 当額 ④=②-③	不足率 ④/①
1,442,445	21,094	15,776	5,292	0.37

(注) 「当局査定償却・引当額②」は、当局査定に原則として各行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

償却・引当の適切性

(不足率) (該当行数)

0.15%未満 31行

0.15%～0.55%未満 20行

0.55%以上 13行

\* 平成11年6月22日 発表、ホームページ掲載

## 〔 参 考 〕

1．自己査定による引当実績率の状況

2．II分類債権について

\* 平成11年6月22日 発表、ホームページ掲載

## 1. 自己査定による引当実績率の状況

### (1) 一般貸倒引当実績率

#### ① 正常先債権

平均	0.11 %
----	--------

(引当実績率)	(該当行数)
0.05%未満	11行
0.05%～0.15%未満	33行
0.15%以上	20行

#### ② 要注意先債権

平均	0.94 %
----	--------

(引当実績率)	(該当行数)
0.50%未満	12行
0.50%～1.50%未満	39行
1.50%以上	13行

(注) 要注意先債権の半分程度は非分類債権(Ⅰ分類)である。

### (2) 破綻懸念先Ⅲ分類の引当実績率

平均	39.72 %
----	---------

(引当実績率)	(該当行数)
30.00 %未満	11行
30.00 %～50.00%未満	12行
50.00 %以上	41行

(注) 破綻懸念先のⅢ分類については、一般貸倒引当とは異なり、個別債権毎に必要額を引き当てている。

## 2. II分類債権について

### A 債務者区分別のII分類債権の状況(償却・引当前)

(単位:億円)

	II 分 類 額	(構成割合)
要 注 意 先	132,665	(83.7%)
破綻懸念先	12,717	(8.0%)
実質破綻先	8,118	(5.1%)
破 綻 先	4,743	(3.0%)
そ の 他	73	(0.0%)
合 計	158,413	(100.0%)

### B 上記要留意先II分類債権の開示及び保全状況(償却・引当前)

(単位:億円)

	金 額	保 全 状 況	
		担保等により 保全されている部分	担保等により 保全されていない部分
破綻先	—	—	—
延滞先	925	491	424
3か月以上延滞先	1,130	565	540
貸出条件緩和先	7,512	2,913	4,574
統一開示基準対象先	9,640	4,017	5,595
非 開 示 先	122,994	50,429	72,541
合 計	132,665	54,472	78,165
(構成割合)	(100.0%)	(41.1%)	(58.9%)

資料16- 2 - 6 第二地方銀行に対する検査・考査の実施状況について

金融監督庁	大蔵省財務局	日本銀行	合 計	立入実施期間	1行当たり立入日数	1行当たり投入人員
13 ( 9 )	28 ( 21 )	19 ( 19 )	60 ( 49 )	平成10年10月 ~ 平成11年6月	18.0日	8.6人

(注1) 検査・考査着手済銀行数。( )は内書で、検査・考査結果通知済銀行数。

(注2) 1行当たり立入日数及び投入人員については、検査・考査結果通知済銀行の平均を記載。

資料16- 4 - 1 証券会社等に対する検査の実施状況について

業 態	金融監督庁	大蔵省財務局	合 計	立入実施期間	1社あたり勤員
証券会社	17 ( 1 1 )	77 ( 5 7 )	94 ( 6 8 )	平成10年7月 ~ 平成11年6月	47.6人日
証券投資信託会社 投資顧問	5 ( - )	20 ( 1 5 )	25 ( 1 5 )	平成10年10月 ~ 平成11年6月	11.3人日

(注1) 検査・考査着手済会社数。( )は内書で、検査結果通知済みの会社・業者数。

(注2) 支店合同検査があるため、1社当たり実働人員を記載。なお、実働人員については、検査結果通知済みの会社・業者の平均を記載。

資料16-7-1 北海道拓殖銀行の検査結果について

1. 検査基準日：平成10年6月30日

2. 総資産の査定状況

I分類	II分類、III分類及び IV分類としない資産	<u>5兆5,473億円</u>
II分類	個別に適切なリスク 管理を要する資産	<u>8,151億円</u>
III分類	最終の回収に重大な 懸念が存在する資産	<u>3,972億円</u>
IV分類	回収不可能又は無価 値と判定される資産	<u>599億円</u>
総資産（検査基準日）		<u>6兆8,196億円</u>

\* 平成10年10月6日 発表、ホームページ掲載

\* 平成10年10月8日 国会提出（参議院・金融問題及び経済活性化に関する特別委員会）



資料16- 7 - 2 北海道拓殖銀行に対する過去3回の資産査定状況

資産分類区分	検査基準日	平成10年6月30日	平成9年10月13日	平成6年8月17日
I分類（II分類、III分類及びIV分類としない資産）		5兆5,473億円	6兆941億円	8兆3,769億円
II分類（個別に適切なリスク管理を要する資産）		8,151億円	1兆3,540億円	1兆4,023億円
III分類（最終の回収に重大な懸念が存する資産）		3,972億円	5,988億円	4,724億円
IV分類（回収不可能又は無価値と判定される資産）		599億円	3,438億円	1,750億円

（注）億円未満切り捨て

\* 平成11年1月29日 国会提出（衆議院・予算委員会、提出時の表題：北海道拓殖銀行に対する資産査定状況）

資料16-7-3 徳陽シティ銀行の検査結果について

1. 検査基準日：平成10年6月30日

2. 総資産の査定状況

Ⅰ分類（Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産）	3,973億円
Ⅱ分類（個別に適切なりスク管理を要する資産）	1,485億円
Ⅲ分類（最終の回収に重大な懸念が存在する資産）	110億円
Ⅳ分類（回収不可能又は無価値と判定される資産）	161億円
検査基準日の総資産	5,732億円

\* 平成10年10月9日 発表、ホームページ掲載

資料16-7-4 みどり銀行の検査結果について

1. 検査基準日：平成10年8月31日

2. 総資産の査定状況

I分類（II分類、III分類及びIV分類としない資産）	1兆3,143億円
II分類（個別に適切なりスク管理を要する資産）	5,043億円
III分類（最終の回収に重大な懸念が存在する資産）	1,123億円
IV分類（回収不可能又は無価値と判定される資産）	1,640億円
検査基準日の総資産	2兆 951億円

（注）億円未満切り捨て。

\* 平成10年11月20日 発表、ホームページ掲載

資料16-7-5 平成11年3月期における内部モデル採用行

	内 部 モ デ ル 採 用 行
都 市 銀 行	第一勧業銀行、さくら銀行、富士銀行、東京三菱銀行、 あさひ銀行、三和銀行、住友銀行、大和銀行、東海銀行 (9行)
長期信用銀行	日本興業銀行、日本長期信用銀行 (2行)
信 託 銀 行	三井信託銀行、三菱信託銀行、安田信託銀行、東洋信託銀行、 中央信託銀行、住友信託銀行 (6行)
協 同 組 織 金 融 機 関	農林中央金庫 (1行)
合 計	(18行)